

清須市介護予防・日常生活支援総合事業

生活支援訪問サービスの概要・指定基準について

令和3年4月

清須市健康福祉部高齢福祉課

1. 基本方針

生活支援訪問サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において要支援状態（事業対象者含む）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 利用対象者

要支援1・2の認定を受けた者又は事業対象者

3. サービス提供日／サービス提供時間

原則、土・日・祝を除く／1回あたり45分

4. 人員に関する基準

生活支援訪問サービスの人員に関する基準については以下のとおり。

管理者	<p>専らその職務に従事する常勤の管理者を設置しなければならない。</p> <p>ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>【備考】 基本的に一体的に提供する指定訪問介護の事業の管理者が生活支援訪問サービスの管理者を兼ねます。その場合は、指定訪問介護と生活支援訪問サービスの管理者は合わせてひとつの職務とみなしますので、それ以外の職務を兼ねて従事することもできます。</p>
訪問介護員等の員数	<p>生活支援訪問サービスの事業を行う事業所ごとに置くべき従業者（サービスの提供にあたる介護福祉士又は介護職員初任者研修等修了者）の員数は、常勤換算法で1以上とする。</p> <p>ただし、当該事業所が指定訪問介護の指定を併せ受け、一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の事業の人員に関する基準を満たすことをもって、生活支援訪問サービスの基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
サービス提供責任者	<p>常勤の訪問介護員等のうち、1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。</p> <p>【備考】 基本的に一体的に提供する指定訪問介護の事業のサービス提供責任者が生活支援訪問サービスのサービス提供責任者を兼ねます。 生活支援訪問サービスではサービス提供責任者1人あたりの利用者数の上限（指定訪問介護の場合はサービス提供責任者1人あたり40人）がありませんので、安全にサービスの提供ができると判断できる場合にはサービス提供責任者1人あたり40人を超えるサービスの提供が可能です。</p>

5. 設備に関する基準

生活支援訪問サービスの設備に関する基準については以下のとおり。

設備基準	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活支援訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該事業所が指定訪問介護の指定を併せ受け、一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の事業の設備に関する基準を満たすことをもって、生活支援訪問サービスの基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
-------------	---

6. 基本報酬及び加算・減算

生活支援訪問サービスの報酬と加算については以下のとおり。

	利用回数	基本報酬	身体介護提供加算	初回加算
要支援1 事業対象者	週1回から2回程度の利用 (月に8回までの利用)	244 単位/回数	27 単位/回数	200 単位/月
	週2回以上の利用 (月に9回以上の利用)	2,114 単位/月		
要支援2	週1回から3回程度の利用 (月に13回までの利用)	244 単位/回数		
	週3回以上の利用 (月に14回以上の利用)	3,354 単位/月		

■身体介護提供加算（27 単位/回数）

ケアマネジメントにより身体介護の必要性が認められた利用者に対して身体介護を提供した場合に算定可。

身体介護の定義については指定訪問介護における身体介護の定義に準ずる。

■初回加算（200 単位/月）

新規に生活支援訪問サービスを利用した場合に算定可。

ただし、同一利用者が同一事業所において平成30年4月に介護予防訪問サービス（従前相当サービス）から生活支援サービスに単に移行した場合については算定不可。

基本的に旧指定予防訪問介護の初回加算の要件に準ずる。

■同一建物減算（基本報酬の100分の10に相当する単位数を減算）

事業所の所在する建物と同一の敷地又は隣接する敷地内の建物、若しくは同一の建物に20人以上（指定訪問介護の利用者は含まない※）居住する建物の利用者に対してサービスの提供を行った場合。

※指定訪問介護の同一建物減算についても、生活支援訪問サービスの利用者は含めずに20人以上となるかどうかで判断するとされています。

7. 運営に関する基準

生活支援訪問サービスの運営に関する基準については、基本的に旧介護予防訪問介護の運営基準に準ずる。

8. 報酬の請求方法

国民健康保険団体連合会へ報酬を請求。A3のコードを使用。(詳細は「清須市単位数サービスコード表」を参照)

清須市の地域単価(6級地 1単位=10.42円)を用いて請求。

※令和3年4月より7級地から6級地へ変更。

9. 指定の方法

事業開始の前々月の末日までに清須市高齢福祉課に指定申請。(平成30年4月1日に事業を開始する場合は平成30年2月末日まで)

10. 指定の期間

原則6年間。

ただし、当該事業所が指定訪問介護の指定を併せ受け、一体的に運営されている場合については指定訪問介護の指定期間の終了日まで。

11. その他

その他ご不明な点は清須市高齢福祉課までお問い合わせください。

清須市健康福祉部高齢福祉課 介護予防係
電 話：052-400-2911 (代表)
ファックス：052-400-2963
電子メール：koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp